

(6) 浄化槽の維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理するため、適正な維持管理を怠ると処理機能が低下し、汚水の流出や悪臭の発生等の原因となる。よって、浄化槽管理者には、浄化槽法により清掃および保守点検の実施ならびに法定検査の受検の3つの義務が課されている。

福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、伊根町、与謝野町の6市町は、維持管理費に対する補助制度を有しており、適正な維持管理を推進している。

区分	浄化槽法	内容	時期	実施業者	指導権限
清掃	第10条	バキューム車による汚泥 抜き取り等	1回/年 以上	清掃業者（市町村が許可）	市町村 ^{※1}
保守点検	第10条	本体や付属部品の点検と 調整、消毒剤の補充等	1回/4カ月 (一般家庭用浄化槽)	保守点検業者（府が登録）	市町村 ^{※1}
法定検査	第7条	設置後の浄化槽が正しく 機能しているか確認する ための水質検査	設置時（使用開始 後4～8カ月内）	指定検査機関（府が指定） 一般社団法人 京都微生物研究所 公益社団法人 京都保健衛生協会	都道府県 ^{※2} 福知山市 ^{※3} 舞鶴市 久御山町 伊根町 与謝野町
	第11条	清掃および保守点検が適 正に行われていることを 確認するための水質検査	1回/年		

※1 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年4月施行）により、府から市町村へ権限移譲

※2 浄化槽法改正（平成18年2月施行）により追加

※3 京都府の事務処理の特例に関する条例（平成27年4月施行）により、府から一部の市町村へ権限移譲

(7) 浄化槽法定検査受検率の推移

